

社会福祉法人 北光福祉会

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人北光福祉会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事長及び理事を兼ねる評議員が理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

3 実費弁償額は、鉄道、バス、航空当の交通機関を利用した場合に現に支払った運賃を支給する。ただし、自家用車を利用した場合は、その路程の1キロメートルにつき30円の実費を支給する。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長等が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により1時間当たりの報酬及び実費弁償費を支払うことができる。ただし、1日に支払う時間は6時間までとする。

2 常務理事が理事会（出席）以外の日において、理事長等の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により1時間当たりの報酬及び実費弁償費を支払うことができる。ただし、1日に支払う時間は6時間までとし、1月の支払い日数は4週を平均して1週3日までとする。なお、常務理事が職員と兼務しない場合においてのみ支払うことができるものとする。

3 理事が理事会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により1時間当たりの報酬及び実費弁償費を支払うことができる。ただし、1日に支払う時間は6時間までとする。

4 評議員が評議員会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により1時間当たりの報酬及び実費弁償費を支払うことができる。ただし、1日に支払う時間は6時間までとする。

- 6 実費弁償額は、鉄道、バス、航空当の交通機関を利用した場合に現に支払った運賃を支給する。ただし、自家用車を利用した場合は、その路程の1キロメートルにつき30円の実費を支給する。

(監事の報酬等)

第5条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償額を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。また、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

- 2 監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により1時間当たりの報酬及び実費弁償費を支払うことができる。ただし、1日に支払う時間は6時間までとする。
- 4 実費弁償額は、鉄道、バス、航空当の交通機関を利用した場合に現に支払った運賃を支給する。ただし、自家用車を利用した場合は、その路程の1キロメートルにつき30円の実費を支給する。

(法人顧問の報酬等)

第6条 法人顧問が法人及び施設に係る業務にあたった場合は、別表2により1時間当たりの報酬及び実費弁償費を支払うことができる。ただし、1日に支払う時間は6時間までとする。

- 2 実費弁償額は、鉄道、バス、航空当の交通機関を利用した場合に現に支払った運賃を支給する。ただし、自家用車を利用した場合は、その路程の1キロメートルにつき30円の実費を支給する。

(苦情対応第三者委員の勤務報酬等)

第7条 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。また、同日にあわせて苦情対応第三者委員に係る業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

- 2 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合は、別表2により1時間当たりの報酬及び実費弁償費を支払うことができる。ただし、1日に支払う時間は6時間までとする。
- 3 実費弁償額は、鉄道、バス、航空当の交通機関を利用した場合に現に支払った運賃を支給する。ただし、自家用車を利用した場合は、その路程の1キロメートルにつき30円の実費を支給する。

(出張旅費)

第8条 役員及び評議員等が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張前に支払うこととするが、必要により出張終了後精算することができる。

(評議員選任・解任委員の勤務報酬等)

第9条 評議員選任・解任委員が、評議員選任・解任委員会の業務にあたった場合は、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。2 実費弁償額は、鉄道、バス、航空当の交通機関を利用した場合に現に支払った運賃を支給する。ただし、自家用車を利用した場合は、その路程の1キロメートルにつき30円の実費を支給する。

(兼務役員)

第10条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(役員等の職務証跡)

第11条 役員等は、法人職務証跡資料として、出勤簿(職務証跡)等の作成に協力するものとする。

(改正)

第12条 本規程を改正する必要がある場合には、理事会の議決を経なければならない。

付 則

この規程は、平成19年4月1日より適用する

2. この規程は、平成25年9月25日より改訂適用する。

3. この規程は、平成27年4月1日より改訂適用する。

4. この規程は、平成28年4月1日より改訂適用する。

5. この規程は、平成29年2月18日より改訂適用する。

別紙（役員等報酬規程関係）

別表1 出席報酬等

名 称	報酬（1日当り）	実費弁償額
理事会出席報酬等	8,000円	実費
評議員会出席報酬等	8,000円	実費
苦情対応第三者委員	8,000円	実費
評議員選任・解任委員	8,000円	実費

別表2 業務報酬等

名 称	報酬 (1時間当り)	実費弁償額	備 考
理事長等業務報酬	3,000円	実費	1日6時間まで
常務理事報酬	2,800円	実費	1日6時間まで
理事及び評議員業務報酬等	2,500円	実費	1日6時間まで
監事監査指導報酬等	3,300円	実費	1日6時間まで
法人顧問報酬	3,000円	実費	1日6時間まで
苦情対応第三者委員	2,500円	実費	1日6時間まで

別表3 出張旅費等

旅 費	宿 泊 費		報酬(1日当り)	そ の 他
実 費	甲地方	15,000円	10,000円	実 費
	乙地方	12,000円		

※ 宿泊料の欄中の甲地方とは、東京都、大阪府、名古屋市、横浜市、京都市及び大阪市を言い、乙地方とは、その他の地域を言う。